①都道府	②市町村	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　就学援助制度の実施について																	
							1．就学援助制度の周知方法										2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）	（2）（1）でケに〇をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに〇した場合、その内容
該当団体数	35	35	35	35	35	1	30	22	14	30	26	23	1	2	2	2	28	9	6	1	1	1	3	3
宮城県	仙台市	仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係	022-214-8861	kyo019020@city.sendai.jp	http://www.city.sendai.jp		○	○	○	○	○	○					○	○						
宮城県	石巻市	石巻市教育委員会教育総務課	0225-95-1111	ホームページに問い合わせフォーム有	http://www.city.ishinomaki.lg.jp/		○	○		○	○	○	○	○			○							
宮城県	塩竈市	教育委員会学校教育課	022-365-3216	e.kyouiku@city.shiogama.miyagi.jp	http://www.city.shiogama.miyagi.jp/gakkokyoiku/fukushi/kyoiku/gakko/enjo.html		○	○	○	○	○	○					○	○						
宮城県	気仙沼市	気仙沼市教育委員会学校教育課	0226-22-3441	kyogaku@kesennuma.miyagi.jp	http://www.kesennuma.miyagi.jp/kosodate/k005/010/010/010/030/1226023258953.html		○				○	○					○		○					
宮城県	白石市	白石市教育委員会学校管理課	0224-22-1342	adm-edu@city.shiroishi.miyagi.jp	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/29/		○	○		○	○	○			○	事務職員会で説明	○							
宮城県	名取市	名取市教育委員会　学校教育課	022-384-2111	gakko@city.natori.miyagi.jp	http://www.city.natori.miyagi.jp/		○	○		○	○						○							
宮城県	角田市	教育総務課	0224-63-0130	kyoui@city.kakuda.lg.jp	http://www.city.kakuda.lg.jp/kyouiku/page00004.shtml		○			○	○	○					○							
宮城県	多賀城市	多賀城市教育委員会事務局学校教育課	022-368-1141	gakko@city.tagajo.miyagi.jp	http://www.city.tagajo.miyagi.jp		○	○	○	○	○	○								○				
宮城県	岩沼市	岩沼市教育委員会　学校教育課	0223-22-1111	gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp	http://www.city.iwanuma.miyagi.jp		○		○	○	○	○					○							
宮城県	登米市	登米市教育委員会	0220-34-2679	gakkoukyoiku@city.tome.miyagi.jp	http://www.city.tome.miyagi.jp/kyoiku/syuugakuenjyo.html		○		○	○		○					○							
宮城県	栗原市	教育部学校教育課	0228-42-3512	gakkokyoiku@kuriharacity.jp	http://www.kuriharacity.jp/		○	○							○	毎年2月中旬に就学援助を受けていた保護者へ、次年度の案内及び申請書を送付							○	毎年2月中旬に就学援助を受けていた保護者へ、次年度の案内及び申請書を送付
宮城県	東松島市	教育委員会　学校教育課　学校教育班	0225-82-1111（内線1252）	gakyo@city.higashimatsushima.miyagi.jp	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/life_event/kosodate_kyouiku_06.html		○	○		○	○	○					○	○					○	前年度に認定された者については、全員に配付
宮城県	大崎市	大崎市教育委員会学校教育課学事担当	0229-72-5033	ed-gakko@city.osaki.miyagi.jp	http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/16,586,57,html		○	○		○	○	○					○							
宮城県	富谷市	教育部　学校教育課	022-358-0521	gakkoukyouiku@tomiya-city.miyagi.jp	www.tomiya-city.miyagi.jp		○	○	○	○		○					○	○						
宮城県	蔵王町	蔵王町教育委員会　教育総務課	0224-33-3008	kyouikusoumu@town.zao.lg.jp	town.zao.miyagi.jp		○	○	○	○	○						○							
宮城県	七ヶ宿町	教育委員会	0224-37-2112	shichi31@town.shichikashuku.miyagi.jp	www.town.shichikashuku.miyagi.jp/			○			○	○							○					
宮城県	大河原町	教育総務課	0224-53-2742	kyoiku@town.ogawara.lg.jp	http://www.town.ogawara.miyagi.jp/		○	○	○	○	○						○		○					
宮城県	村田町	村田町教育委員会	0224-83-2037	kyoiku@town.murata.lg.jp	http://www.town.murata.miyagi.jp		○	○		○		○					○							
宮城県	柴田町	教育総務課	0224-55-2134	education@town.shibata.miyagi.jp	http://www.town.shibata.miyagi.jp/index.cfm/76,26882,142,html#1		○	○		○	○						○	○						
宮城県	川崎町	学務課	0224-84-2111	kawasaki4@town.kawasaki.miyagi.jp	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/		○			○							○	○						
宮城県	丸森町	丸森町教育委員会　学校教育課学校教育班	0224-72-3035	kyoiku@town.marumori.miyagi.jp	http://www.town.marumori.miyagi.jp/		○		○	○	○	○					○						○	準要保護認定者あて、2月頃に次年度の制度内容と申請書を郵送している。
宮城県	亘理町	亘理町教育委員会　学務課	0223-34-0509	gakumu@town.watari.miyagi.jp	http://www.town.watari.miyagi.jp/				○	○	○	○		○			○							
宮城県	山元町	山元町教育委員会　学務課	0223-37-5115	gakumu.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp	http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/		○	○		○	○								○					
宮城県	松島町	教育委員会教育課学校教育班	022-354-5713	kyouiku@town.matsushima.miyagi.jp	http://www.town.matsushima.miyagi.jp/	https://www.facebook.com/MatsushimaTown	○	○	○		○						○							
宮城県	七ヶ浜町	教育総務課	022-357-7440	kyouikushichigahama.com	http://shichigahama.com		○	○	○	○		○					○	○						
宮城県	利府町	教育総務課	022-767-2124	gakkou-kyouiku406@rifu-cho.co.jp	http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/kosodate/school.html		○	○		○											○	○		
宮城県	大和町	教育総務課	022-345-7507	gakumu@town.taiwa.miyagi.jp	http://www.taiwa-tk.ed.jp		○			○		○					○							
宮城県	大郷町	教育課	022-359-5514	kyoiku@town.miyagi-osato.lg.jp	http://www.town.miyagi-osato.lg.jp/		○	○		○	○						○	○						
宮城県	大衡村	教育学習課　教育総務係	022-341-8517	kyouiku@vill.ohira.lg.jp	http://www.village.ohira.miyagi.jp/						○						○	○						
宮城県	色麻町	教育総務課	0229-65-2212	kyoiku@town.shikama.miyagi.jp	なし					○	○	○					○							
宮城県	加美町	教育総務課	0229-69-5112	kyouikusoumu@town.kami.miyagi.jp	http://www.town.kami.miyagi.jp/			○		○	○	○					○							
宮城県	涌谷町	涌谷町教育委員会　教育総務課	0229-43-2140	gr-kyouiku@town.wakuya.miyagi.jp	http://www.town.wakuya.miyagi.jp		○			○	○						○							
宮城県	美里町	美里町教育委員会教育総務課	0229-58-0500	kyoiku@town.misato.miyagi.jp	http://www.town.misato.miyagi.jp		○			○	○	○					○							
宮城県	女川町	女川町教育委員会　教育総務課	0225-54-3133	kyoiku@town.onagawa.lg.jp	http://www.town.onagawa.miyagi.jp		○	○	○	○	○	○							○					
宮城県	南三陸町	教育委員会教育総務課	0226-46-2604	kyousou@town.minamisanriku.miyagi.jp	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7,505,36,186,html		○		○	○		○							○					

①都道府県	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																											
		(1)平成29年度における準要保護認定基準																			(2)(1)でソ，タ又はチに○をした場合，係数(倍率)，基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合，その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の状態や，昼食，被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数	35	31	30	22	25	25	30	6	4	18	20	8	8	9	21	11	4	10	0	9	25	25	25	25	0	0	9	12	35
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1	その他	前年度	390				基準根拠（課税所得等の分類）⇒給与収入（税引き前）	15%未満
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3	総所得（税引き前）	前年度	390			特に援助が必要と認められる者		15%未満
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3	課税所得	その他	348				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を使用	25%未満
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2	課税所得	その他	279			特に教育長が必要と認める者	【基準額の時期】平成24年12月末現在の生活保護基準を根拠として算定。	20%未満
宮城県	白石市																	○			1.2	その他	その他	293				【課税所得等の分類】非課税所得に加え，非課税年金所得等も複合的に勘案している 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○								○	○					1.3	課税所得	前年度	400					10%未満
宮城県	角田市																○				1.2	総所得（税引き前）	前年度	330					10%未満
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1	総所得（税引き前）	その他	252				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得（税引き前）	当該年度	350					15%未満
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	総所得（税引き前）	当該年度	258					10%未満
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○				○	1.3	その他	前年度	298			災害その他の理由により特に援助が必要と認められるもの	【課税所得等の分類】給与収入（税引き前）	10%未満
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.3	課税所得	その他	300				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○								○		○			○	1.3	課税所得	その他	324			平成27年9月11日豪雨被災者　（住家が床上浸水しり災証明により半壊以上（床上浸水）の判定をうけた世帯は,認定標準額の2倍以内であれば就学援助を認定）1.3×2＝2.6	【基準額の時期】平成24年12月末日現在において適用されている保護基準	15%未満
宮城県	富谷市	○	○		○		○								○			○			1.2	課税所得	その他	297				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○				○				○	○				○	1.3	課税所得	前年度	271			その他特に援助が必要と認められるもの		15%未満
宮城県	七ヶ宿町	○															○				1.3	課税所得	前年度	300					0%未満
宮城県	大河原町																	○			1.2	課税所得	当該年度	299					15%未満
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					○							特に援助が必要であると認められる場合		15%未満
宮城県	柴田町	○	○	○		○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	310					15%未満
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2	課税所得	その他	250				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
宮城県	丸森町																	○			1.2	課税所得	当該年度	285					10%未満
宮城県	亘理町	○	○				○					○	○	○	○	○					1.5	課税所得	前年度	356					10%未満
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○					1.3	課税所得	前年度	301					10%未満
宮城県	松島町	○	○		○	○	○						○	○						○							教育長が特に必要と認める者		15%未満
宮城県	七ヶ浜町	○	○				○																						10%未満
宮城県	利府町	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1.3	課税所得	その他	295				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	5%未満
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○													○							・児童扶養手当受給者（一部受給者）である者については、収入額が特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる需要額（保護基準額等）の1.0倍未満である者。 ・上記の基準に準じた経済状況にあり、特に援助が必要であると認められる者。		10%未満
宮城県	大郷町	○	○				○													○							当該年度において児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得が、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる需要額（保護基準額等）の1.0倍未満である者。その他特に援助が必要であると認められる者。		10%未満
宮城県	大衡村	○	○				○																						15%未満
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					1.2	課税所得	前年度	270					10%未満
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	課税所得	その他	288				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○			○	○				○														15%未満
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○														15%未満
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○			○	○																		10%未満
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○			○	○																		10%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	35	0	0	0	7	8	7	29	29	0	0	0	0	7	7	7	29	28	0	4	4	0	2	2	2	2	1	0	8	8	0	27	27	27	1	0	0	11
宮城県	仙台市							○	11,420								○	40,600		○	14,400								○	19,600								
宮城県	石巻市							○	11,420								○	40,600		○	6,830								○	19,469								支給平均額欄については28年度の実績額により記入。
宮城県	塩竈市							○	11,420								○	40,600								○	18,480					○	21,490	19,151				支給平均額は28年度の実績額により記入。
宮城県	気仙沼市							○	11,420								○	40,600											○	20,000								
宮城県	白石市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				実費および上限額がある項目は、29年度予算に計上した単価
宮城県	名取市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	19,200				
宮城県	角田市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	多賀城市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	岩沼市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	登米市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	18,209				「上限額」とした費目の平均支給額は平成28年度実績より算出
宮城県	栗原市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				「支給平均額」欄については、28年度予算に計上した単価
宮城県	東松島市							○	11,420								○	40,600														○	21,200	21,200				
宮城県	大崎市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	18,333				・修学旅行費については平成28年度の実績額 ・通学費については対象費目があっても実績がない
宮城県	富谷市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	18,000								認定日から学用品費、通学用品費は月割り、給食費は日割り（1日240円）で計算。
宮城県	蔵王町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
宮城県	七ヶ宿町				○	11,420	0							○	20,470	0							○	39,290	0							○	21,490	0				平均支給額は、平成29年度実績（該当児童生徒がいないため0円を記載）
宮城県	大河原町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	村田町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
宮城県	柴田町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	川崎町							○	11,420								○	20,470														○	21,180	21,180				
宮城県	丸森町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	亘理町							○	11,420								○	40,600		○	39,290								○	21,490								
宮城県	山元町							○	14,420								○	40,600											○	21,856								H28実績で支給平均額を記入
宮城県	松島町							○	11,420								○	40,600					○	9,720	9,720							○	21,490	21,490				
宮城県	七ヶ浜町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,349				
宮城県	利府町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
宮城県	大和町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	21,490								
宮城県	大郷町							○	11,420								○	20,470														○	21,190	15,079				
宮城県	大衡村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,000				通学に関しては、スクールバス、民間バスともに保護者負担がないため。
宮城県	色麻町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	加美町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				修学旅行費については予算計上単価
宮城県	涌谷町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	18,385				
宮城県	美里町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
宮城県	女川町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	21,490								
宮城県	南三陸町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	17,112				

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府	②市町村	（1）費用毎の援助額																																					（2）補足事項 （1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	35	0	0	0	7	7	7	29	28	0	0	0	0	7	7	7	29	28	0	4	4	0	2	2	2	2	1	0	8	8	0	27	27	27	1	0	0	13
宮城県	仙台市							○	22,320								○	47,400		○	98,900								○	60,400								
宮城県	石巻市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	64,552								・支給平均額欄については28年度の実績額により記入。 ・通学費は実績なし。
宮城県	塩竈市							○	22,320								○	47,400								○	36,960					○	57,590	57,590				支給平均額は28年度の実績額により記入。
宮城県	気仙沼市							○	22,320								○	47,400											○	60,000								
宮城県	白石市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				実費および上限額がある項目は、29年度予算に計上した単価
宮城県	名取市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	56,100				
宮城県	角田市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	多賀城市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	岩沼市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	登米市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				「上限額」とした費目の平均支給額は平成28年度実績より算出
宮城県	栗原市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				「支給平均額」欄については、28年度予算に計上した単価
宮城県	東松島市							○	22,320								○	47,400														○	72,000	72,000				
宮城県	大崎市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	55,532				・修学旅行費については平成28年度の実績額 ・通学費については対象費目があっても実績がない
宮城県	富谷市				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	58,000								認定日から学用品費は月割りで計算。
宮城県	蔵王町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	54,186				
宮城県	七ヶ宿町				○	22,320	0							○	23,550	0							○	79,410	0							○	57,590	0				平均支給額は、平成29年度実績（該当児童生徒がいないため0円を記載）
宮城県	大河原町							○	22,320								○	47,400														○	57,940	56,227				
宮城県	村田町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,567				
宮城県	柴田町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	川崎町							○	22,320								○	23,550														○	56,670	56,670				
宮城県	丸森町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	亘理町							○	22,320								○	47,400		○	39,290								○	57,590								
宮城県	山元町							○	22,320								○	47,400											○	53,188								H28実績で支給平均額を記入
宮城県	松島町							○	22,320								○	47,400					○	20,000	20,000							○	57,590	57,590				
宮城県	七ヶ浜町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,290				
宮城県	利府町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				
宮城県	大和町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	57,590								
宮城県	大郷町							○	22,320								○	23,550														○	57,290	52,000				実費の支給平均額は、H28年度の実績額で入力している。
宮城県	大衡村							○	22,320								○	47,400														○	57,590	56,000				通学に関しては、スクールバス、民間バスともに保護者負担がないため。
宮城県	色麻町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	加美町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				修学旅行費については予算計上単価
宮城県	涌谷町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,361				
宮城県	美里町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
宮城県	女川町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	57,590								
宮城県	南三陸町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				

①都道府	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体	35	35	0	0	0
宮城県	仙台市	○			
宮城県	石巻市	○			
宮城県	塩竈市	○			
宮城県	気仙沼市	○			
宮城県	白石市	○			
宮城県	名取市	○			
宮城県	角田市	○			
宮城県	多賀城市	○			
宮城県	岩沼市	○			
宮城県	登米市	○			
宮城県	栗原市	○			
宮城県	東松島市	○			
宮城県	大崎市	○			
宮城県	富谷市	○			
宮城県	蔵王町	○			
宮城県	七ヶ宿町	○			
宮城県	大河原町	○			
宮城県	村田町	○			
宮城県	柴田町	○			
宮城県	川崎町	○			
宮城県	丸森町	○			
宮城県	亘理町	○			
宮城県	山元町	○			
宮城県	松島町	○			
宮城県	七ヶ浜町	○			
宮城県	利府町	○			
宮城県	大和町	○			
宮城県	大郷町	○			
宮城県	大衡村	○			
宮城県	色麻町	○			
宮城県	加美町	○			
宮城県	涌谷町	○			
宮城県	美里町	○			
宮城県	女川町	○			
宮城県	南三陸町	○			